

■ 人間関係研究へのアプローチ

犯罪・非行をめぐる人間関係

—人間関係研究へのひとつのアプローチとして—

長井長信

(法学部法律学科教授)

1. 犯罪・非行の意義

犯罪・非行¹⁾とは、すぐれて人間的な「営み」である。法的紛争としての犯罪・非行は、人間の関係性という視点から見れば、加害者・犯罪者と（直接的な）被害者との人間関係の「破綻」・「破壊」を意味し、あるいは、犯罪者と彼を取り巻く地域社会や刑罰権・処分権行使する国家との間の緊張関係でもある。国家を「人間の集積・統合」としての制度と捉えるなら、犯罪者と国家との関係もある意味で「人間関係」と捉えることもできる（国家権力の担い手としての、捜査する人、訴追する人、裁く人、刑の執行に携わる人との間にも、具体的な人間関係が生じることは言うまでもない）。

このような意味で、犯罪・非行はまさに「人間関係的」問題であり、人間関係研究の固有のテーマとなりうるものである。

1) 法技術的には、犯罪とは、「(刑法をはじめとする刑罰法規が規定する) 犯罪構成要件に該当する違法かつ有責な行為」と定義される。このことから例えば正当防衛（違法でない行為）や責任無能力者の行為（責任非難のできない行為）は厳密な意味では犯罪ではない（無罪となる）。また、ここでの犯罪とは少年法の適用を受けない成人（20歳以上）の行為を指す。非行とは、少年法3条の定める犯罪少年、触法少年、虞犯少年の行う行為を指す。虞犯を含むことから、非行概念は犯罪概念よりも広いことになる。

ここではしかし、このような厳密な意味に限定せず、より一般的・日常用語的意味でも犯罪・非行という言葉を用いることにしたい。したがって、例えば、責任無能力

2. 犯罪・非行への様々なアプローチ

法的紛争としての犯罪や非行をめぐる現象は、法的意味での「犯罪」成立のための刑罰法規の厳密な解釈や、裁判・執行手続に関する法規解釈や運用を問題にする（これを「規範的アプローチ」と呼ぶことができよう）だけでは、不十分であることは明らかであろう。ある人が何故そのような犯罪・非行を行うに至ったかを明らかにするためには、心理学や社会学の知識が必要になるであろう（これを「経験的アプローチ」と呼ぶことができよう）。学問領域として、犯罪心理学や社会学の一分野としての逸脱理論が、例えば「いじめ」なども含む広い意味での（社会的意味での）犯罪・非行を研究対象として展開してきたのも、犯罪現象をトータルに捉えようとしてきたからに他ならない。

犯罪現象をトータルに把握するためには、いわゆる複数の研究者が共同で「学際研究」を行う、あるいは、研究者個人が同一テーマについて自覚的に複数のアプローチを試みるなど、いくつかの方法が考えられよう。前者は、手っ取り早くそれぞれの専門家による研究成果を得ることができ能率が良いという利点があるが、往々にして研究の参加者それぞれの問題関心に濃淡ばらつきがある。後者は、一貫した問題関心を維持できるという点で長所はあるが、一個人が複数のアプローチに習熟し研究を推進するには相当の時間と能力を要し、必ずしも効率は良くない。

3. 私のアプローチ

私はこれまで、「錯誤論」という、刑事責任論を中心とする刑法解釈論上のテーマを研究してきた²⁾。これは前述の規範的アプローチに沿ったものであった。

しかし、錯誤論研究の途上で「故意」（罪を犯す意思）とは何かを考えていいくうちに、①故意とはどんな心理状態のときに認められるのかという心理学的アプローチから議論しているドイツやオーストリアの刑法学説に触れ、また、

者による「通り魔殺人」や、政治家・公務員や教師などの「人にあるまじき行為」（反倫理的行為）なども犯罪・非行として念頭においている。法技術的な意味で用いる場合には「法的意味での」犯罪・非行、一般的・日常用語的意味で用いる場合には「社会的意味での」犯罪・非行と分けて論じることにしたい。

2) 長井長信『故意概念と錯誤論』（成文堂、1998）。

3) 一般人には一見奇妙に思えるかもしれないが、刑法学では、故意には「違法性の意識」（あるいはその可能性）が必要か否かが激しく争われている。学説では、例えば「人を殺す」という事実面の認識だけでなく、これに加え「（その人を殺すことは）悪いことである」という認識までは必要でない、それを意識する可能性があればよい、

②故意には「悪いことをする」という意識（これを「違法性の意識」という）が必要か否かを議論するとき³⁾、例えば多くの行政犯や経済活動に伴う逸脱行為について、果たしてこのような意識は犯罪者に当然に期待できるのか、実態はむしろ困難な場合が多いのではないか、③少年が犯罪を行った場合には違法性の意識や責任能力はどうなっているのか、などといった疑問を拭い切れなかつた。

このような次第で、私は、規範的アプローチのみでは必ずしも解決できない問題領域があることを感じ、研究分野を経済刑法や少年法に広げるとともに、個々の研究対象について可能な限り複数のアプローチを心がけようと考えている。例えば、インサイダー取引行為は何故処罰されうるのか（処罰根拠あるいは保護法益の問題）、処罰は実際効果があるのか（処罰の実効性の問題）など、単にでき上がった法規範の解釈では済まされない問題が多々あるのである。この点は、例えば、最近制定された「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」についても同様である。クローン人間は人間の尊厳に反するか、反するとしてもクローン人間を作成する行為を処罰する実質的根拠は何か、処罰は有効かといった問題は、必ずしもはっきりしていない。

経済刑法の領域では、経済規制の実効性は、その時々の経済・金融政策や公正取引委員会・証券取引等監視委員会などの行政機関の規制活動に負うところが大であり、これらの分析なしには実は刑事規制の有効性も測定できないのではないか？ 先端医療や生殖医療などの進展によって家族や男女の関係あるいは社会関係までも変わりうる生命倫理の問題について、果たしてそもそも社会的合意を得た生命倫理なるものあるのか？ あるとしたらそれはどのようなものか？ その場合に刑事規制はどの程度有効たりうるのか？ これらの問題は、人間関係の根幹にも関わる問題である。私は現在、効率は悪いながらも、可能な限り多角的なアプローチを心がけ、このような問題に取り組んでいる。

とする見解が多数説である。このような考え方の背景には、いわゆる確信犯や規範意識の鈍磨した常習犯などは「悪い」と思っていないから、故意に違法性の意識を要求したら処罰できなくて不合理だ、との考慮がはたらいているからである。しかし、私は上記の著書で、このような見解を批判し、故意には違法性の意識が必要であると主張した。